

● 介護休暇の改正及び介護時間の新設について

1 介護休暇の改正

現 行	改 正 後
連続する6月の期間内で取得可能	<ul style="list-style-type: none">・指定期間内において取得が可能。・指定期間は、通算して6月を超えない範囲で、3回まで指定することが可能

2 介護時間の新設

要介護者の介護のため、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で取得可能な休暇を新設

- 介護時間の単位
 - ・30分単位
- 要介護者の範囲及び要介護者の状態
 - ・介護休暇と同じ
- 介護休暇の時間帯
 - ・始業又は終業に連続する2時間の範囲内
- 部分休業との調整
 - ・介護時間と部分休業を同時に取得する場合は、両者を合わせて2時間の範囲内となるよう調整
- 介護休暇の指定期間の取扱い
 - ・上記1による介護休暇の指定期間については、連続する3年の期間から除く
- 介護時間を取得した場合の給与の取扱い
 - ・介護時間を取得した時間については、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額

3 施行期日

平成29年4月1日

● **介護休暇の改正及び介護時間の新設について（非常勤職員）**

1 介護休暇の改正

○ 介護休暇の取得

現 行	改 正 後
・ 連続する 93 日の期間内で取得可能	・ 指定期間内において取得が可能 ・ 指定期間は、通算して 93 日を超えない範囲で、3 回まで指定することが可能

○ 対象となる非常勤職員

次のいずれかにも該当する者

現 行	改 正 後
① 知事が任命する職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が 1 年以上であること	① 同左
② 1 週間の勤務日が 3 日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている場合に 1 年間の勤務日が 121 日以上であること	② 同左
③ 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態にある間において初めて当該介護休暇を使用しようとする日から起算して 93 日を経過する日を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれること（当該日から <u>1 年</u> を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、再度任用されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかであるものを除く。）	③ 指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して 93 日を経過する日から <u>6 月</u> を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないこと

2 介護時間の新設

<p>要介護者の介護のため、連続する 3 年の期間内において、1 日につき 2 時間を超えない範囲内で取得可能な休暇を新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象職員 <ul style="list-style-type: none"> ・ 部分休業と同じ ○ 介護時間の単位 <ul style="list-style-type: none"> ・ 30 分単位 ○ 要介護者の範囲及び要介護者の状態 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護休暇と同じ ○ 介護時間の時間帯 <ul style="list-style-type: none"> ・ 始業又は終業に連続する 2 時間の範囲内 ・ ただし、1 日の勤務時間から 5 時間 45 分を下回らない範囲内で取得可能 ○ 部分休業との調整 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護時間と部分休業を同時に取得する場合は、両者を合わせて 2 時間の範囲内となるよう調整 ○ 介護休暇の指定期間の取扱い <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記 1 による介護休暇の指定期間については、「連続する 3 年の期間」から除く ○ 介護時間を取得した場合の報酬の取扱い <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護時間を取得した時間については、その勤務しない 1 時間につき勤務 1 時間当たりの報酬額を減額

3 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日